

広島県告示第五百四十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
藤井病院	広島市中区舟入本町一四番六号	令和六年五月一九日	更新
新谷整形外科医院	広島市安佐北区落合南七丁目四番三二号	令和六年五月一九日	更新
医療法人社団もみの木会 大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄二一四七番地一	令和六年五月一九日	更新
医療法人社団慶寿会 千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二	令和六年五月一九日	更新
北広島病院	山県郡北広島町壬生四三三番地四	令和六年五月一九日	更新
医療法人社団永楽会 前田病院	呉市中央二丁目六番二〇号	令和六年五月一九日	更新